平成２８年（フ）第５号
奈良県大和郡山市九条町579番地17
債務者　大西　啓之
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１２２号
大阪府松原市河合４丁目332番地の16、旧住所鳥取県鳥取市気高町下坂本1043番地５　町営住宅矢口団地第14―２号
債務者　幸山　浩美
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２号
鳥取県鳥取市吉方温泉３丁目671番地３
債務者　芦川美代子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２０号
鳥取県米子市両三柳3262番地３　エバーＫ202号、前住所鳥取県米子市旗ヶ崎２丁目８番１―308号
債務者　門脇　莉恵
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第８７９号
広島市中区鶴見町13―３―402、住民票上の住所広島市安佐北区可部６丁目50番31号
債務者　水木　智惠
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６号
山口県下関市安岡本町１丁目３番17号
債務者　橋本　睦美
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第７号
山口県下関市彦島弟子待町３丁目５番27号
債務者　岡村　昌紀
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第８号
山口県下関市中央町８番23―605号
債務者　吉村美佐緒（旧姓谷村）
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第４号
福岡県久留米市長門石４丁目13番41―４号、前住所福岡県久留米市合川町192番地１
債務者　石松　　亮
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４３１号
大分市青葉台２丁目６番地の18
債務者　奈良　恭輔
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６号
大分県竹田市大字竹田町455番地
債務者　馬場　　剛
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第２７号
大分県竹田市大字竹田町455番地
債務者　馬場　　敦
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２８年（フ）第６号
宮崎県延岡市伊達町１丁目29番地　宮永伊達貸家　東側
債務者　松田　孝紀
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第７号
宮崎県日向市大字財光寺252番地３　どれみふぁ荘、前住所宮崎県日向市大字富高6337番地29
債務者　森本とも子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第４４２号
鹿児島県鹿児島市錦江台１丁目66番４―23号
債務者　濵田　　健
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３号
福井県三方郡美浜町久々子第42号１番地の４　久々子住宅　Ｃ―22号、前住所福井県三方郡美浜町河原市第52号８番地の４　アクティルステージみはま　201号
債務者　古澤　清美
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第７８９号
京都市西京区大枝塚原町９番地15　第１ロイヤルレジデンス春田155号
債務者　楠元　雅樹
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係